

事務局規程

（目的）

第1条 本規程は、特定非営利活動法人メタノイア（以下「本法人」という。）の事務処理の基準その他の事務局の組織及び運営に関し必要な事項を定め、事務局における事務の適正な運営を図ることを目的とする。

（事務局及び職員等）

第2条 本法人には、事務局を設置し、事務局には事務局長を置く。

2. 事務局長は、前項に規定する職制のほか、必要に応じて職員の職務を設けることができる。

3. 事務局長は、代表理事の命を受けて、事務局の事務を統括する。

（職員の任免及び職務の指定）

第3条 事務局長及び職員の任免は、代表理事が行う。

2. 職員の職務は、代表理事が指定する。

（事務の決済）

第4条 事務に関する事項は、原則として事務局長が立案し、代表理事の決裁を受けて施行する。

（改廃）

第5条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

（施行）

第1条 本規程は2025年2月17日から施行する。